

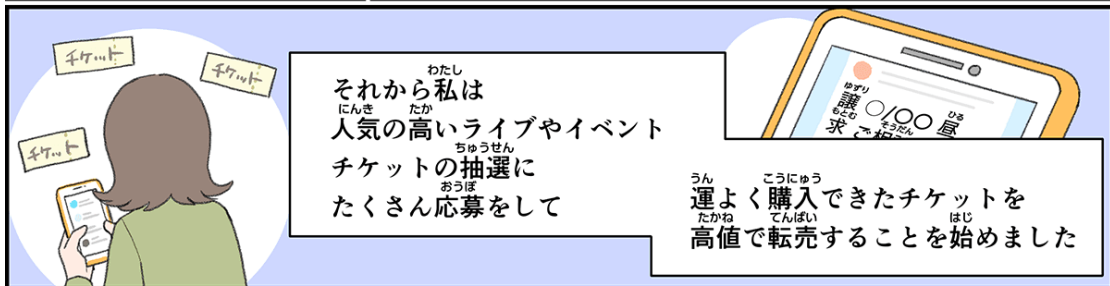
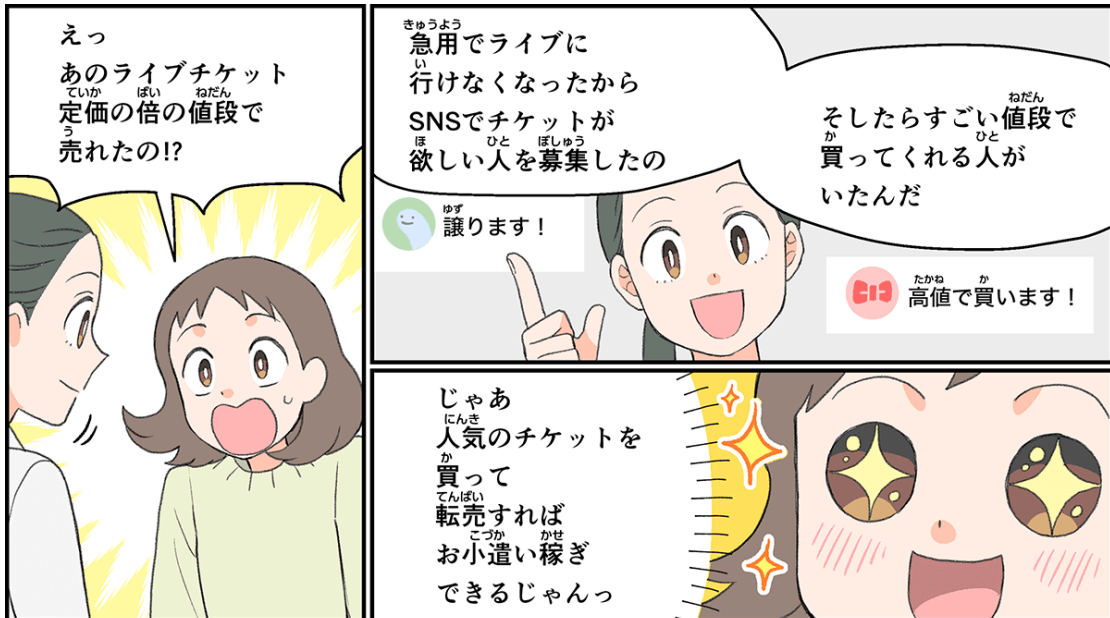
それって転売できるものなの？

～チケット不正転売禁止法とは～

児童生徒向け
第18号
送信日
2025/2/20



新幹線のおかげで、たくさんのアーティストが福井県でライブをするようになりました。「絶対行きたい!」と思っても、何カ月も前に購入するため、急に予定が入ることもありますよね。そのチケット、もったいないからと言って転売すると…




チケット※を主催者などの許可なく
高値で繰り返し転売すること
転売目的で購入することは
法律で禁止されています


これらに違反した場合は
罪に問われることもあります

~~チケット~~


チケット以外にも販売することが
禁止・規制されてるものが
あるので要注意！



医薬品



個人輸入の
化粧品



偽ブランド品

など
など…

※ライブイベントの入場券であって、販売時に無断有償譲渡が禁じられており、入場資格者又は購入者の氏名・連絡先が確認されていること。また、チケット券面にそれらが表示されていること。

チケットを購入した
ライブやイベントに
行けなくなった場合には
正規のリセールサイトを
利用しましょう



公式
チケットリセールトレード

楽なお小遣い稼ぎには
ご法度なことも
たくさんあるかも！
気をつけましょう！



また18歳未満の未成年が
フリマサービスなどを
利用する場合には
保護者の同意が必要です

★大事なポイント★

○利用規約やルールを守る

不正転売をしたり、転売目的で転売品を買うのはやめましょう。

○行ける日×人数で申し込む

チケットを多めに購入して良い席以外を高額転売するのも違法とみなされるかも？

○正しいルート以外の売買には危険が

売ったチケットなどを利用するために教えた本人確認情報を悪用されてしまうこともあるので注意しましょう。



【もっと詳しく】～転売禁止のチケットを高額転売するのは法律違反です～

2019年にできた『チケット不正転売禁止法』で、特定興行入場券※の不正転売等は禁止されています。そのため、チケットを高額転売して次回の軍資金にするような考えはやめて、行けなくなった場合には興行主が用意することが増えている公式リセール(再販)サイトなど、正規のルートで譲りましょう。

この法律ができて、多くのフリマやオークションサイトが音楽やスポーツのチケットを扱わなくなりました。SNSで直接取引をした場合に、代金を振り込んだのにチケットが届かない、届いたチケットで入場できなかったなどのトラブルが発生していますので、正規のルートから購入するようにしましょう。

※特定興行入場券(ライブやイベントの入場券であって、販売時に無断有償譲渡が禁じられており、入場資格者又は購入者の氏名・連絡先が確認されていること。また、チケット券面にそれらが表示されていること。)を、興行主等の許可なく販売価格以上で繰り返し転売すること。
※取引などで困ったことが起きたときは、一人で悩まず、消費者ホットライン call188 に相談しましょう。

【出典】インターネットトラブル事例集 2024年版(総務省)
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

【お問い合わせ】

福井県防災安全部県民安全課
☎:0776-20-0745(直通)
メール:kenan@pref.fukui.lg.jp

X(エックス)
安全安心ふくい

インターネット
安心安全通信HP

